

職場におけるハラスメント防止

相手に対して行われる「嫌がらせ」。本人にそのつもりがない場合でも、相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為等はハラスメントに該当します。

セクシャル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動や、職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のこと。

パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、職員に精神的もしくは身体的な苦痛などを与える、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動のこと。

マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント

職場等で上司・同僚から受ける、妊娠・出産に関すること、又は、育児休業等、各種制度の利用を理由にした不利益取扱い・嫌がらせのこと。女性に対するものを「マタハラ」、男性に対するものを「パタハラ」という。

モラル・ハラスメント

言動や態度などによって人の心を傷つける、精神的な暴力や嫌がらせのこと。パワハラやセクハラもモラル・ハラスメントの一種。

コロナ・ハラスメント

日常のちょっとした身体反応や病状・家族や自宅の住所を理由に新型コロナウイルス感染症の疑いを持ち出し、不当な扱いなどを行うこと。



厚生労働省のページへ 🔍

■ 2020年6月1日から、職場におけるハラスメント防止対策が強化されています。